

北はりまエコニュース

ハリーン通信 Vol.14

目次

兵庫県北播磨県民局県民生活室環境課

全国初の取組

-  農業用ため池水面を活用したフロート式
太陽光発電の実証実験を開始しました・・・P. 2. 3



-  不法投棄を許さない地域づくりについて・・・P. 4
 「廃棄物エコ手形制度」を活用しました・・・P. 5
 環境学習により・・・P. 6

寄稿



オオムラサキの飛来をめざして

パナソニック株式会社アプライアンス社

キッチンアプライアンス事業部・・・P. 7

お知らせ

・・・P. 8



北播磨地域の1団体、1事業者が受賞されました



野外焼却（野焼き）はやめましょう

平成25年9月30日発行

兵庫県北播磨県民局県民生活室環境課

〒673-1431 兵庫県加東市社字西柿1075-2

TEL: 0795-42-5111 (代表) FAX: 0795-42-7535

H P: http://web.pref.hyogo.jp/area/n_harima/index.html

ハリーン通信では、みなさんからの投稿や寄稿、ご意見、ご感想をお待ちしています！ ぜひ、事務局までお寄せください！



農業用ため池水面を活用した

フロート式太陽光発電の実証実験

を開始しました！

農業用ため池は全国に約21万か所あり、その水面積は約34万ha、甲子園球場9万個分に匹敵と言われています。

兵庫県は、この農業用ため池が全国一多く、約4万3千か所（H24.4 現在）あります。

この農業用ため池が担う大切な役割（農業用水の供給、洪水調整、生物多様性の保全など）を損なうことなく、この水面を再生可能エネルギー源として活用し、地域で使うエネルギーは地域で生み出す、いわゆる「地産地消」の一つとして取り組んでいければと実証実験を始めました。



太陽光パネルを水面に浮かべて発電するものがフロート式太陽光発電です。

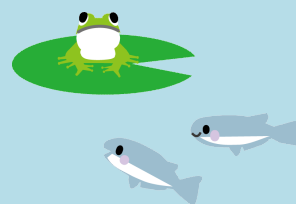
今回の実証実験では、フロート材として食品衛生基準に適合したポリスチレン樹脂を加工したフロートを使用しています。



いろいろ良いこと

ため池水面活用のメリット

- ① 利用価値の乏しい水面を有効活用できる。
- ② 水面温度が低温で安定しているため、発電効率が高い。
- ③ 日照時間が長いため、発電効率が高い。



実証実験概要

- 1 整備場所：浄谷新池（小野市浄谷町、ひまわりの丘公園に隣接）
- 2 発電開始：平成25年7月15日（月・祝）
- 3 発電量：年間約5万kwh（見込）
- 4 整備内容：異なる2パターンのフロート式太陽光発電を整備

区 分	パターンⅠ	パターンⅡ
発電規模	20kw（パネル80枚）	20kw（パネル80枚）
パネル 傾斜角度	10度 （フロート（9ブロック）延べ面積 232㎡）	20度（水面における最大傾斜角） （フロート（9ブロック）延べ面積 256㎡）
フロートの 係留方法	陸地からワイヤーで係留	フロートの四角から池底に沈めた 重りにより係留
散水装置の 設置	フロートの中央部分に散水装置を設置し、散水の有無による影響の分析	

安全性への配慮について

- 1 端子部分とケーブルは防水コネクタ接続で、高い防塵・防水性能を備えています。
- 2 ケーブルは金属管で覆われており、耐水性・耐薬品性を確保しています。
- 3 パネル1枚ごとに小型のマイクロインバータを設置し、直ちに直流電流から交流電流に変換し、漏電遮断機で遮断します。

今後は、ため池の池干し時の水位変動に対応できるフロートの係留方法や、風・波による影響などを見極め、農業用ため池に最適なフロート式太陽光発電を求め、普及を図っていきます。

池のほとりに、現在の発電量を表示する電光掲示板を設置しておりますので、ぜひ見学してください。



不法投棄を許さない地域づくりについて

住民や事業者のみなさんと県民局が一体となって、北播磨地域の不法投棄・不適正保管への対応を強化していきます。

住民のみなさんには「不法投棄防止活動推進員」として活動していただくとともに、事業者のみなさんには「不法投棄防止協力事業所」として保有される車両に啓発シートを貼付していただきます。

不法投棄防止活動推進員

不法投棄防止に意欲的な自治会 89 地区を「不法投棄防止地区」に指定し、その地区役員等を対象に原則 1 地区 3 名を「不法投棄防止活動推進員」として県民局長が委嘱し、住民が主体となった巡回を実施していただきます。

平成 25 年 9 月 12 日に委嘱式を開催し、256 名の方に委嘱状を交付しました。

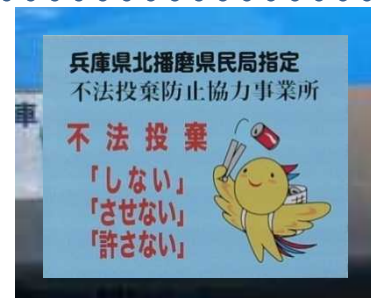
また、監視カメラや啓発看板などの不法投棄防止機材を県民局から対象地区に貸与して必要な箇所に設置します。



不法投棄防止協力事業所

産業廃棄物処理業者や建設業者等が保有する事業用車両に啓発用マグネットシートを貼付していただくことにより、不法投棄防止の啓発に協力していただきます。

現在、管内の 115 事業所（686 台）の車両に貼付していただいています。

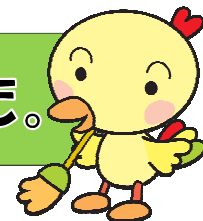


不法投棄防止協力事業所一覧

(H25. 9. 3現在 指定年度順)

今村 秀吉 (大黒商会)	東播瓦産業株式会社	株式会社林本興業	株式会社ヒョーセ	有限会社西畑建設
有限会社井上鮎油	有限会社植田商店	環境クリーン興業有限公司	株式会社松下舗道	和以貴建設株式会社
株式会社あさひ企画	パナソニックエレクトロニクス株式会社	和宏有限会社	有限会社片岡オート	内藤建設株式会社
依藤 豊 (依藤商店)	ヨリフジ建設株式会社	新北播企業株式会社	西畑 今江 (ING)	門上建設株式会社
三幸運送株式会社	藤原 昌宏 (クニヨリ建設)	有限会社アルミック徳原	有限会社兵庫化成工業所	株式会社岡井組
有限会社稲商	株式会社宮下木材	株式会社東播開発	株式会社中井土建	西脇商工会議所女性部
梅田 光枝 (梅田工務店)	株式会社セプト	大山 敏夫 (大山金属)	株式会社徳原	株式会社門建設
堀井 嘉久 (堀井造園土木)	株式会社大功組	有限会社工コリサイクル	久野水道株式会社	岡田建設株式会社
株式会社カンキョウ	藤本 一二三 (米田建設)	有限会社藤原資材	前田製置株式会社	株式会社長松
国田運送有限会社	平成設備工業株式会社	有限会社カワキシ	株式会社ヨシ井	有限会社高垣組
株式会社森本工業所	株式会社岸本土木興業	登真商事有限会社	株式会社横山建材店	株式会社岩田組
有限会社坂本建材	高岡粘土有限会社	一組兵庫株式会社	有限会社ユニテック	株式会社シビルクリエイト
高井 修一 (高井建設工業)	有限会社不動土木	株式会社伸和建設	株式会社神和商事	片岡建材建設株式会社
双葉産業株式会社	株式会社フジイ	株式会社竹内工業所	フジタ建設株式会社	福田道路株式会社・前田道路株式会社 共同企業体トウレキ合材工場
株式会社塚前組	白石 万作 (カメオ砕石)	有限会社兵庫つまり抜きセンター	株式会社福田組	加西砕石株式会社
株式会社ガーデン加西	株式会社ウェルフェア	オカモト電気株式会社	藤川 哲彦 (ミズホ商会)	株式会社新生興業加西工場
後藤建設工業株式会社	有限会社金田建業	有限会社藤本菊建業	三木美化センター株式会社	大林道路株式会社東条アスファルト混合所
株式会社小田工務店	長谷川建設株式会社	有限会社白田	株式会社裕商事	ジェイオー建設株式会社
西岡建設株式会社	有限会社藤田電気水道工事	株式会社環境工学研究所	有限会社新光建設	株式会社清水環境産業
柏原建設株式会社	共栄建設株式会社	有限会社尾龍建設	株式会社多田自動車商会	大栄環境株式会社
有限会社門建材	株式会社総合グリーン	株式会社タケベ	株式会社モリグチ環境	日本機動建設株式会社
株式会社ダイセン	株式会社古来造園土木	有限会社トオノ	永倉商事株式会社	亀井 基修 (亀井建設)
富永 千廣 (加西緑化)	有限会社明建設	有限会社スミケン	株式会社田村組	藤田 吉男 (藤田清掃)

「廃棄物エコ手形制度」を活用しました。



平成 25 年 4 月 28 日に「廃棄物エコ手形制度」を活用して、不法投棄された廃棄物を、加東市高岡地区住民とエコ手形登録事業者である大栄環境株式会社、一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会東播支部、行政が協働して撤去作業を行いました。

コンクリートがら等の建築物解体廃棄物、ペットボトル等、合計28.5 m³（コンテナ車7台分）が大栄環境株式会社最終処分場へ搬出されました。

北播磨県民局では、今後も兵庫県産業廃棄物協会東播支部の会員企業の協力を得て、地域住民及び行政の参画と協働のもと不法投棄された廃棄物の撤去を行い、美しい北播磨づくりを進めていきます。



撤去作業打合せ



撤去作業中



撤去作業完了

廃棄物エコ手形制度とは

不法投棄又は不適正処理され、地域の生活環境に支障を来している廃棄物を関係業界（兵庫県産業廃棄物協会東播支部の呼びかけに応じ、あらかじめ協力できる内容を「エコ手形」として登録した産業廃棄物処理業者）と地域住民がボランティアで協働して撤去（処分）することを目的とした制度です。

エコ手形による廃棄物撤去については、原則として、管理者不在の民有地等に不法投棄され、撤去義務がある投棄行為者が不明等である場合に、撤去要請が地元自治会からあり、撤去にあたり当該自治会の協力が得られる場合に行います。

環境学習だより

水の中にすむ小動物や植物から 環境について学ぼう

平成 25 年 6 月 22 日（土）、『NPO 法人三木自然愛好研究会』が、弘法大師ゆかりの名水のある細川町脇川の教海寺周辺で、環境学習を実施しました。

32名の親子が参加し、川や田んぼの用水路で水生生物を採取し、顕微鏡で観察しながら、身近な自然環境の保全について学びました。



トノサマガエル



サワガニ



コオイムシ



キイトンボ

川の生きものを調べよう（環境体験事業）

ひょうごグリーンサポーターの小川剛さんの指導のもと、多可町の小学校で水生生物調査が行われました。

採取した生物を実体顕微鏡で拡大し、特徴について詳しく説明していただき、水生生物によって川の水質判定が出来ることを教わりました。

多可町立杉原谷小学校

日時：平成 25 年 6 月 5 日（水）

場所：小学校近くの杉原川

小学校 3 年生 29 名



捕まえた生物

- ・ナミウズムシ
- ・サワガニ
- ・チラカゲロウ
- ・カワニナ
- ・カワムツ他

杉原川の水質判定は「きれいな水」でした。

多可町立八千代北小学校

日時：平成 25 年 7 月 10 日（水）

場所：小学校近くの野間川

小学校 3 年生 18 名



捕まえた生物

- ・エルモンヒラタカゲロウ
- ・ヤマトビケラ
- ・サワガニ
- ・ゲンジボタル(幼虫)
- ・カワニナ他

野間川の水質判定は「きれいな水」でした。

～オオムラサキの飛来をめざして～

パナソニック株式会社 アプライアンス社
キッチンアプライアンス事業部

キッチンアプライアンス事業部 加東工場は、1991年に創業を開始。世界一の炊飯器工場を目指し部品加工から組立までの一貫生産を行っております。また、調理機器商品などの開発、生産販売サービス活動を行っています。

「快適キッチン空間の実現」で豊かな暮らしを提供するため『ECO・UD／安心・安全・愛着』で世界中のお客様に信頼と感動をお届けしています。



●生物多様性の取り組み



社会全体として豊かな自然を守り育てる意識が高まる中で、企業の社会貢献の一環として里山の保全が行われていますが、単なる作業に終わっていることが多いように思います。

里山の多様な生きもの同士のつながりを実感し、人の暮らしとの関係を体験から学ぶ機会が求められています。

当社では、2011年度から、やしろの森公園協会と協同で「兵庫県立やしろの森公園」整備事業として絶滅危惧種が暮らせる環境整備調査などを実施しており、社員及びその家族、地域住民が参加できるプログラムを毎月開催しています。



【ヒメカンアオイの植栽】



【ヒメカンアオイに産まれたギフチョウの卵】

この活動は絶滅危惧種である「ギフチョウ」の保全活動がスタートでしたが、昨年から日本の国蝶である「オオムラサキ」の自然飛来を目指すことも追加し活動しています。

こういった取り組みは単年では実現するものではなく、中長期で森全体を見て、森づくりを行っていくことがとても大切です。5年後、10年後にこのような蝶が飛び交う森を目指して夢のある取り組みにしていきたいと思います。

北播磨地域の1団体、1事業者が受賞されました

多可町生活環境グループ
ザ・ゴミゼロース



長年の活動を通じて、地域の環境の保全と創造に顕著な功績があった団体に贈られる「環境保全功労者知事表彰」を受賞。



パナソニック株式会社アプロライフ社
キッチンアプロライフ事業部



環境保全・創造活動や環境学習の取り組み、環境にやさしい商品の製造、販売サービスの提供など、環境に配慮した事業活動を展開している事業者には贈られる「兵庫県環境にやさしい事業者賞」を受賞。

※平成 25 年 6 月 5 日、兵庫県公館において表彰式が行われました。

野外焼却（野焼き）はやめましょう！

廃棄物（ごみ）を野外で燃やすことは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により、一部の例外を除いて禁止されています。ドラム缶での焼却、基準を満たしていない家庭用焼却炉での焼却も野外焼却とみなされます。



※違反者には、**5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはこの併科が科されます。**

ダイオキシン



ごみを野外で燃やすと、煙や臭いで近所の方々へ迷惑となるだけでなく、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの二酸化炭素や有害物質のダイオキシン類を発生する可能性があります。ダンボール箱のような紙くずやビニールゴミなど、簡単に燃やせるものであっても自分で焼いてしまうことはしないで、必ずお住まいの市役所、町役場の取り決めに従ってゴミステーションにお出し下さい。

ただし、下記の場合は例外的に野外焼却が認められています。

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（道路側の草焼き、河川敷の草焼きなど）
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却（災害時の応急対策、火災予防訓練など）
- ③ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（正月の「しめ縄・門松」を焚く行事など）
- ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却など）
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤーなど）

※野外焼却の例外行為でもできるだけ最小限にとどめ、資源にしたり減量に取り組むようにお願いします。

様々な事情や状況があるかとは思いますが、焼却以外の適切な処理方法について検討していただき、生活環境を第一に考えて廃棄物を処理しましょう。詳しくは県民局環境課、市町環境担当課にお尋ね下さい。